

# 実施計画「年次計画」

基本計画実行のための推進項目の設定や具体的な実施事業・活動及び基盤整備等の年次計画を示すものです。



本編図表（年次計画）中の矢印は、

細い実線（●→）：継続実施事項

太い実線（●→）：新規実施事項

破線（●-----→）：検討事項

を表します。

# 実 施 計 画

## 基本計画 1

### 誰もが安心して暮らすことができる 福祉の対馬づくりをすすめます

#### 実施計画（1）

**ボランティアや市民活動の振興・支援、福祉教育の推進に努めます**

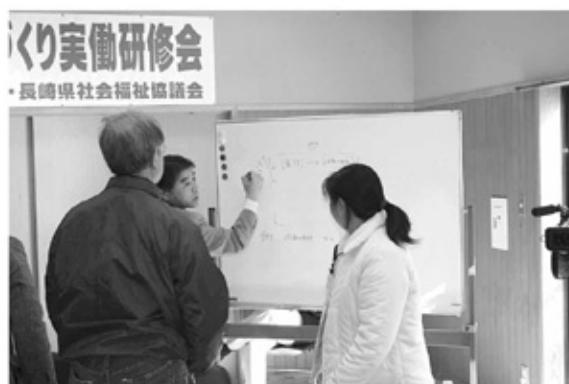
##### ①ボランティア・市民活動センターの充実強化

市民主体の福祉活動を推進するため、ボランティアや市民活動に対する人材を育成するとともに、ボランティアや市民活動の相談・斡旋活動の充実強化を図ります。

実施項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
ボランティア養成講座の実施	継続		見直し			→
災害ボランティアの養成	継続		見直し			→
ボランティア登録の推進・台帳整理	継続		見直し			→
人材バンクの設置	新規		見直し			→



市民ボランティアによる校内清掃活動



災害ボランティアセンター設置実働研修

実施項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
ボランティアニーズ・要援護者調査の実施・台帳整理	継続		見直し			→
対馬市民ボランティア連絡協議会の運営	継続		見直し			→
専任コーディネーターの設置	検討					
共同募金配分金助成事業の推進(赤い羽根・歳末)	継続		見直し			→

## ②ふれあい学習の推進

地域での福祉課題を共有し、課題解決に向けて地域住民が共働で取り組むために各地区に「ふれあい学習推進協議会」を設置するとともに、福祉教育を推進します。また、各種交流活動を推進し地域住民のネットワークの構築を図ります。

実施項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
ふれあい学習推進協議会の設置	新規		見直し			→
		新規	見直し			→
	継続		見直し			→
	新規		見直し			→
		新規	見直し			→
	新規		見直し			→



世代間交流事業



福祉のまちづくり子どもセミナー

## 第4章 実施計画「年次計画」

実施項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
あいさつプラスワン運動の全市拡大	厳原地区 新規		見直し			
	美津島地区	新規	見直し			
	豊玉地区 継続		見直し			
	峰地区 継続		見直し			
	上県地区 新規	見直し				
	上対馬地区 新規		見直し			
	福祉推進校指定事業の実施 継続		見直し			
	福祉講演会の実施 継続		見直し			
	福祉体験学習インストラクター養成講座の実施 継続		見直し			
	福祉出前講座等市民向け講習会の開催 継続		見直し			



中学生ワークキャンプ（防災マップづくり）



学校の総合学習における福祉体験学習の支援

## 実施計画（2）

市民が安心して暮らせるよう総合相談事業や生活支援事業を行うとともに、情報の提供に努めます

### ①総合相談事業の充実強化

市民個々の生活課題や悩みごとの相談を受け、課題解決に向けた支援やアドバイスを行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
無料法律相談事業の実施	継続		見直し			→
心配ごと相談事業の実施	継続		見直し			→
専用相談電話窓口の設置	新規		見直し			→
他機関相談窓口とのネットワークの構築	新規		見直し			→
結婚相談所の開設	新規		見直し			→

### ②「福祉あんしんセンター対馬」の設置運営

県社協の受託事業の地域福祉権利擁護事業を実施し、認知症高齢者や知的・精神障がい者の生活支援を行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
地域福祉権利擁護事業の受託	継続					→

### ③福祉資金貸付事業の実施

生活困難等のため、自立更生に必要な資金を得ることができない市民に対して資金を貸し付けることにより、自立更生を支援します。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
福祉資金貸付事業 (独自)の実施	継続				→	
生活福祉資金貸付 事業の受託 (県社協委託)	継続				→	
高齢者・障害者住 宅整備資金貸付事 業の受託 (県社協委託)	継続				→	

### ④在宅福祉サービス事業の実施

介護保険法・障害者自立支援法に基づき、介護サービスを行うことにより、自宅で暮らす介護が必要な高齢者や障がい者の、住み慣れた我が家での生活を支援します。ただし、平成18年度の法改正以来在宅福祉部門において厳しい経営状況が続き、将来的に社協財政基盤の圧迫も危惧されます。今後は、市内の社会資源、社協内部の状況を勘案しながら継続の是非を検討していきます。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
訪問介護事業の実 施	継続	見直し検討			→	
訪問入浴介護事業 の実施	継続	見直し検討			→	
通所介護事業の実 施	継続	見直し検討			→	
居宅介護支援事業 の実施	継続	見直し検討			→	
外出支援事業の受 託 (対馬市委託)	継続	見直し検討			→	

## ⑤サロン事業、健康維持のための各種講習会の実施

高齢者や障がい者、子育てを行っている方々等の各種サロン事業を行い、同じ悩みを抱えている方々の交流の場を設け生活課題の解決を支援するとともに、引きこもりの防止に努めます。また、市民の健康維持のための市民向け講習会を実施します。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
高齢者サロンの実施	継続		見直し			→
障がい者サロンの実施	継続		見直し			→
子育てサロンの実施	継続		見直し			→
健康維持のための講習会等の開催	継続		見直し			→



高齢者いきいきサロン



おひさまランド「ちびっこ祭り」

## ⑥対馬市シルバー人材センターの運営

対馬市の「シルバー人材活用事業」による「対馬市シルバー人材センター」の運営を行い、元気高齢者の人材活用により、社会参加や生きがいづくりを支援します。

また、現在厳原町のみに設置している同センターの対馬市全域拡大について対馬市と協議検討を行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
対馬市シルバー人材センターの運営	継続					→
対馬市シルバー人材センターの地域拡大	協議	-----→				

### ⑦祭壇貸出事業

市民の葬祭については、民間の業者の進出により、質の高いサービスが行われていますが、比較的高額な支出が必要です。

本会においては安価な価格設定により、低所得者でも安心して葬祭事業ができるよう支援するために合併前より峰・上県・上対馬地区において継続して実施してきました。しかしながら、民間業者の全島的な事業展開と質の高いサービスの提供により本会の祭壇貸出の利用件数は激減し、また祭壇等の老朽化が進み更新等設備投資の必要性も考慮しなければいけません。今後は、市内の環境及び社協内部情勢を考慮しながら本事業の運営方法について検討していきます。

実 施 事 項		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備 考
祭壇 貸出 事業 の 実 施	峰 地 区	廃 止					
	上 県 地 区	●	継 続	見直し検討			
	上 対 馬 地 区	●	継 続	見直し検討			

### ⑧広報・啓発活動の充実

市民に対し、生活情報や各種行事、福祉制度などあらゆる情報を発信し、市民の暮らしを支援します。

実 施 事 項		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備 考
社協だよりの発行 (年4回)	●	継 続		見直し			→
支所情報誌の発行	●	新 規		見直し			→
社協ホームページ の開設	●	継 続		見直し			→
対馬市CATVの 有効活用	●	新 規		見直し			→

### 実施計画（3）

#### 社協と各種関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります

各種関係機関との連携を強化し、情報を共有することにより、地域福祉の推進に努めます。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
対馬市関連部署との連携強化	継続		見直し			→
地域マネージャーとの連携強化	継続		見直し			→
民生委員・児童委員との連携強化 (協議会の運営支援)	継続		見直し			→
当事者団体との連携強化 (会の運営支援)	継続		見直し			→



福祉関係者ソフトボール大会



職員研修会（地域マネージャー制度について）

### 実施計画（4）

#### 定期的に市民ニーズ調査を行い社協活動の評価・見直しを行います

市民の方々が納得できる社協活動展開のため、市民アンケートの実施や目安箱を設置し、市民の声を聞きながら、福祉ニーズの発掘を行うとともに、社協活動の点検評価を行い、定期的に社協活動の見直しを行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
市民アンケートの実施	実施		実施			
目安箱の設置	新規		見直し検討			→
地域福祉活動計画の見直し		中間見直し		第二次計画の策定		
基盤強化・活動中長期計画の見直し			中間見直し		第二次計画の策定	



対馬市地域福祉活動計画策定委員会



第一次対馬市地域福祉活動計画

## 基本計画 2

# 市民に信頼される社協づくりをめざし 安定した財源の確保に努めます

### 実施計画（1）

#### 民間財源・公費財源の安定的な確保を目指します

##### ①会員制度の普及・啓蒙及び見直し検討

会員制度については、合併を機会に対馬市全域で導入しました。会員普及率の基本となる一般会員及び賛助会員の加入状況は、平成17年度5,407件で30%程度の加入率でしたが、平成20年度では8,537件で50%を超える加入率となりました。しかしながら、昨今の歴史的な経済不況と相まって、制度の趣旨が会員になることで何かの利益が得られるというものではなく、社協の活動に賛同し支援するという意味あいのものであり、加入に対して理解が得られにくく今後の推進が苦慮されるものと考えます。

社協会費は、社協の事業運営の大きな財源であり、その加入率は、社協が市民にどれだけ理解されているかの指標でもあります。今後さらなる加入率の向上を目指した制度の普及・啓蒙を図るとともに、地区会員制度等市民の加入しやすい制度の検討や、対馬に生まれ対馬で育ち対馬を離れて活躍している方のふるさと会員（仮称）制度の検討を行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
会員制度の普及・啓蒙	● 継続					→
会員規程の見直し	● 新規 →					
地区会員制度の導入	● 検討	新規 →				
ふるさと会員（仮称）制度の導入	● 検討	新規 →				

### ②寄付金・基金の有効活用の検討

本会においては、香典返しを中心に市内の福祉活動の財源への活用を趣旨に年間約5,000千円程度の寄付をいただいており、対馬市内の社会福祉事業の推進を図ることを目的に「善意銀行基金」として積立てを行い、その運用益の活用や取り崩しを行い福祉事業を実施しています。

現在善意銀行基金の積立額は、約85,000千円でありそれに対する運用益は年間100千円程度となっています。

今後は、基金の積立目標金額の設定やより有益な運用方法の検討及び寄付金の活用方法についての検討を行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
基金積立目標額の設定	検討	新規				
より有益な基金の運用	検討	新規				
より有効な寄付金の活用	検討	新規				

### ③共同募金事業への協力

共同募金事業は、社会福祉法第112条により、地域福祉を推進するための募金活動として定められており、対馬市内においては、市内で募金された金額の約70%が対馬市内の地域福祉の財源として本会に配分されています。市内地域福祉活動の財源確保のため今後も共同募金事業への協力を行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
共同募金事業への協力	継続					



共同募金街頭募金



共同募金会長杯ソフトバレーボール大会

#### ④補助金の安定確保と新たな受託事業及び民間助成事業の研究

行政からの補助金は、人件費を中心とした社協運営費となっております。市民や行政に信頼される市民のための社協づくりを基本とし、さらなる補助金の安定確保に努めます。

また、市民の福祉ニーズの掘り起こしを行い、新たな受託事業や民間助成事業の研究を行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
補助金確保のための協議	● 繙続					→
新しい受託事業の研究	● 繙続					→
民間助成事業の研究	● 繙続					→

#### ⑤民間財源使途の透明性の確保

会費・寄付金・募金等の民間財源は、市民が社協に負託した地域福祉推進のための財源です。市民が安心して負託できるよう使途を明確にし透明性を図るため、市民が参画できる組織「社協民間財源使い方検討会（仮称）」の設置し、民間財源の使途及びその確保の方法について検討します。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
社協民間財源使い方検討会（仮称）の設置	新規					→

### 実施計画（2）

#### 事業収入財源確保のため健全な自主事業の運営に努めます

##### ①社協らしい在宅福祉サービス事業の展開と健全な運営

在宅福祉サービスは、介護保険法・障害者自立支援法に基づき、社協の自己責任により運営を行っています。しかしながら、平成18年度の両法の改正等の影響が大きく、近年では厳しい経営状況が続いています。

今後は、

- 1) 利用者への高品質なサービスの提供
- 2) 地域福祉活動につながる在宅要介護者の福祉ニーズの把握
- 3) 社協活動のための財源確保

という、社協が在宅福祉サービスを行う意義を再確認し、

- 1) 利用者の立場に立った高品質なサービス、低所得者や困難ケースなどへの対応に積極的に取り組むなど、地域住民から信頼される公共性の高いサービスの提供
  - 2) 在宅で暮らす高齢者や障がい者など要介護者の福祉ニーズを発掘し、住民主体の福祉サービスの展開等地域福祉の推進につながる事業展開
- など、社協らしい在宅福祉サービスの展開を目指すとともに、
- 3) 対象者やサービス事業者等事業資源の再確認による事業量の検討とそれに見合った事業所及び職員の設置の検討
  - 4) 現状把握と経営理念を持った役職員の意識改革
  - 5) 「社協在宅福祉サービス検討委員会（仮称）」の設置

など、在宅福祉事業の健全な運営に努めなければいけません。しかしながら前述のように、本事業の運営は厳しい現状であるのは間違ひありません。社協が介護保険事業や障害者自立支援法を基本とした在宅福祉サービスを実施する目的・意義、また本事業に対する市内の社会資源をしつかり確認し、今後の方向性の慎重な検討を行います。

実 施 事 項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備 考
役員及び職員研修会の開催	継 続				→	
社協在宅福祉サービス検討委員会（仮称）の設置	新 規				→	

## ②地域ニーズに則した収益事業の研究

本会において現在対馬市の北部地域の3町において祭壇貸出事業を実施しその収益を法人運営に繰り入れています。

本事業は、当初葬祭業者のない地域において地域のニーズにより実施された事業ではあるが、近年民間業者の参入等環境変化によりその利用頻度は激減し祭壇貸出事業に対する社協の使命は終わった感は否めません。

今後は、本事業に対する社会情勢や社協内部状況を勘案し事業実施についての検討を行うとともに、地域ニーズに則した新たな収益事業についての研究を行います。

実 施 事 項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備 考
祭壇貸出事業の実施	継 続	見直し検討				
地域ニーズに則した新規事業の研究	新 規					



## 基本計画 3

## 市民の参画と安心・安全な社協運営のシステム作り 積極的に社協事業が展開できる体制整備に努めます

## 実施計画（1）

### 事務局体制の強化を図ります

積極的な社協事業を展開するために、効率的、機能的な事務局・職員体制の整備を検討するとともに、職員の資質向上のための研修会の開催や職員の専門性の向上のための資格取得支援制度を創設し、質の高い職員の養成に努めます。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
効率的効果的な事務局・職員体制の検討	継続					→
独自職員研修会の開催	継続					→
外部研修会への積極的な参加	継続					→
資格取得支援制度の創設	新規					→

## 実施計画（2）

### 理事会・評議員会機能の強化と各種検討委員会の設置について検討します

理事会・評議員会機能の強化を図るため役員等研修会を開催するとともに、基本計画2で掲げた「社協民間財源使い方検討会（仮称）」や「社協在宅福祉サービス検討委員会（仮称）」など、理事や評議員、市民や行政等関係機関が一体となった各種検討委員会の設置等、市民が参画できるシステムの検討を行います。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
社協役員等研修会の実施	新規					→
各種検討委員会の検討	新規					→

### 実施計画（3）

#### 運営に関する専門家の登用により正確で安心・安全な社協運営に努めます

市民が安心して地域福祉活動の推進を負託できるために、顧問弁護士や顧問税理士等専門家の登用について検討し、法令遵守による正確で安心・安全な社協運営に努めます。

実施事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
社協運営に関する専門家の登用	検討	新規				

